

役員退職慰労金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人宣長康久会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員に対し、退任時に在職中の労に報いるための退職慰労金の支給について定めるものである（使用人兼務役員は職員給与規程により支給）。

(定義等)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事長、理事及び監事、評議員を合わせて役員等という。
- (2)常勤役員とは、本法人の事業所に勤務する役員で、週 4 日以上勤務する者をいう。
常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

(退職慰労金)

第 3 条 役員が退任した場合は、第 4 条に定める基準に基づき退職慰労金を支給する。

(退職慰労金の計算方法)

第 4 条 退職慰労金の計算方法は、次の通りとする。

- (1)常勤役員には、退任時の報酬月額×在任年数×功績倍率により得られた額を支給する。
- (2) (1)以外の役員には、在任年数×10,000 円により得られた額を支給する。
- (3)功績倍率は次に定める通りとする
理事長 常勤 1. 5 非常勤 1. 0
理事 常勤 1. 2 非常勤 1. 0
- (4)退職慰労金の上限は 10,000 千円とする。
- (5)退職慰労金の支給にあたっては、支給額、功績倍率、支給の可否も含めて理事会で諮り、その後最初に開催される評議員会にて決定する。

(在籍年数の計算)

第 5 条 退職慰労金の算定の基礎となる在任年数の計算は、役員になった日の属する月から退任した日の属する月までの年数とする。

2, 在任期間に 1 年未満の端数がある場合には、その月数は切り捨てる。

(減額または支給停止)

第 6 条 退任した役員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額または支給停止することができる。

2, 解任された役員には、これを支給しない。

3, 法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額または支給停止することができる。

4, 第 1 項から第 3 項の規定は、いずれも理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(報酬の支払い方法)

第 7 条 役員の申し出により現金または本人指定の本人金融機関口座へ振り込むことができる

- 2, 支払日は退任月の翌日末日までに支払うこととする。
- 3, 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合は、支払うべき報酬額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 4, 遺族への退職慰労金の支給は、法定相続人の代表者に対して支払うこととする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の承認を得て定める。

(附則)

この規程は、令和4年7月1日から適用する。